

(別紙 1)

重要事項説明書（指定居宅介護支援）

当事業所が提供する指定居宅介護支援の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者の概要

事業者の名称	梅名の里 指定居宅介護支援事業所
主たる事業所の所在地	静岡県 三島市 梅名 578 番地
電話番号	055-982-0333
法人の種別及び名称	社会福祉法人 静和会
代表者の氏名	管理者 塚原 志保

介護保険事業所番号	2250680010
指定年月日	平成 11 年 8 月 1 日
交通の便	JR 三島駅下車（南口）東海バス乗降 御園新城橋行き乗車 戸田口下車 徒歩 15 分
通常の事業の実施地域	三島市内 函南町（大土肥・上沢・塚本・仁田・間宮、その他の地域は応相談）

2、事業所の職員の概要

職 種	資 格	員 数
管理者（介護支援専門員）	介護福祉士 主任介護支援専門員	1 人
介護支援専門員	保健師 主任介護支援専門員	1 人
介護支援専門員	社会福祉士 主任介護支援専門員	1 人
介護支援専門員	介護福祉士 主任介護支援専門員	1 人
介護支援専門員	社会福祉士	3 人

3、サービスの提供時間

	営業時間
平日	午前 9:00 ～ 午後 5:00
営業をしない日	土・日・祭日・年末年始（12 月 29 日 ～ 1 月 3 日）

営業時間外の対応については、電話等により 24 時間、連絡をとることができます。

4、利用料金

(1) 利用料金

原則として要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行致します。

・基本単位

要介護度	計画作成単位
要介護 1・2	1,086 単位
要介護 3・4・5	1,411 単位

・加算

特定事業所加算Ⅱ…421 単位

初回加算…300 単位

入院時情報連携加算（Ⅰ）…250 単位（入院日に情報提供）

入院時情報連携加算（Ⅱ）…200 単位（入院翌日又は翌々日に情報提供）

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	—	900 単位

ターミナルケアマネジメント加算…400 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算…200 単位

通院時情報連携加算…50 単位

地域加算…三島市は地域区分が「7 級地」であるため、上記単位数に 10.21 円 を乗じた金額となります。

※ ただし、介護保険法改正等により単位数変更になる場合には別紙にて説明いたします。

(2) その他

支払い方法

料金が発生する場合、月毎の清算とし、毎月、月末までに前月分の請求を致しますので、10 日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

5、公正中立業務

契約書第10条の規定に基づく公正中立性の確保について、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

(1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護 21.2%
通所介護 35.7%
地域密着型通所介護 6.7%
福祉用具貸与 60.1%

(2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合

[期間] 令和6年9月～令和7年2月

訪問介護	梅名の里訪問介護 62.2%	いづの里ヘルパーステーション 13.8%	リベルテ函南 9.7%
通所介護	デイサービスこうめちゃん 36.3%	デイサービスダイバ 13.0%	桜湯 8.2%
地域密着型通所介護	ココラクト三島本町 40.6%	デイサービスセンターみのり 31.9%	デイサービスあんび/えるなな 8.7%
福祉用具貸与	駿河ワークス 19.3%	ダスキンヘルスレント三島ステーション 16.4%	ヘルメディカルケア株式会社 14.0%

6、サービス利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の15日前までに文書で申し出てください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合もございます。その場合は終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③ 以下の場合、サービスは終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）要支援 1・2 と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合
- ・契約満了日の 15 日前までに利用者から文書により終了の申出があった場合

④ その他

- ・事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が閉鎖した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者や家族等が当事業所に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。
 ※具体的な背信行為の例：介護支援専門員に対する故意による暴言、暴力行為並びにセクシャルハラスメント、強要等

7、当事業所の指定居宅支援の特徴

(1) 運営の方針

介護保険をご利用になる介護の必要な方や家族等のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況等を考慮して、適切なサービスができるように支援します。

(2) 指定居宅介護支援の実施概要等

- ① 当事業所の介護支援専門員は利用者からのご相談に応じ「要介護認定の申請代行」を行い、要介護認定結果を待って、利用者からの依頼によって総合的なサービスの調整を行い援助致します。
- ② サービスの実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス（介護保険課、主治医、保健センター、地域包括支援センター等）との綿密な連携を図り、主任介護支援専門員と共同し支援困難なケースの受け入れ体制も整備、総合的なサービスの調整に努めます。
- ③ 円滑なサービス提供を行う為に、サービス担当者会議等において関係機関に対し、個人情報を提供することがあります。

8、事故発生時

当事業所に対し、家族及び依頼したサービス事業者等から連絡があった場合、速やかに対応いたします。必要に応じ主治医、その他のサービス事業者、家族等、保険者への連絡を行います。

9、サービスの利用に関する留意事項

(1) 事業所からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援

専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(2) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 虐待防止策

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。

また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(4) 感染症対策

当事業所では感染症が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等の必要な措置を講じます。

10、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

苦情担当者	管理者 塚原 志保
電話	055-982-0333

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

三島市 介護保険課	電話 055-983-2607
函南町 福祉課	電話 055-979-8126
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口	電話 054-253-5590

(別紙 2)

個人情報の利用目的

介護老人保健施設梅名の里指定居宅介護支援事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、利用者の個人情報について以下の通り定めます。

【利用者への居宅介護支援サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援サービス
- ・介護保険事務
- ・居宅介護支援サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の居宅介護支援サービスの向上
 - －当該事業所職員の資質向上に伴う電話等の応対時の録音・保存

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援サービスのうち
 - －利用者の状態安定時のテレビ電話装置等を活用した面談の実施。
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等・ICTを活用した担当者会議の開催）、照会への回答
 - －利用者に施設サービスを提供する他の介護保険施設等（特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・介護老人保健施設等）との連携（紹介状、看護添書、療養中の様子、申請待機状況等）及び照会への回答
 - －利用者のサービス提供等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などの係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －居宅介護支援サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び（別紙 1）（別紙 2）に基づいて、重要事項及び個人情報の利用目的を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 静岡県三島市梅名 578 番地

名 称 社会福祉法人 静和会
梅名の里 指定居宅介護支援事業所

説明者 職名 介護支援専門員

氏名 印

私は、指定居宅介護支援のサービス提供にあたり、契約書及び（別紙 1）（別紙 2）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上同意致します。また、貴事業所がサービス担当者会議等において、私の個人情報を本契約の有効期間中に用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家 族 住 所 _____

代理人 氏 名 _____ 印

続 柄 _____

家 族 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____